

第 3 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録
(第 3 号)

1 昭和58年9月20日(火曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 26名

1番 神田 守隆	2番 田沢 勝信
3番 山中金治郎	5番 川名 正二
6番 生稻 隆	7番 榎本 春光
8番 小宮 利夫	9番 福原 勤
10番 横溝 功	11番 飯田 義男
12番 石井 謀	13番 石井 昌治
14番 伊藤幸太郎	15番 渡辺 昭夫
16番 松下 正己	17番 近藤 好雄
19番 黒川 平治	20番 石井 武敏
21番 吉田勇治郎	22番 林 豊
23番 伊賀 多朗	24番 流山源次郎
25番 五十嵐 昇	26番 石井 正
27番 安西 益男	28番 安澤 徳順

1 欠席議員 1名

4番 日下 君敏

1 出席説明員

第1号から選挙管理委員会委員長、監査委員、監査事務局長、農業委員会会長、農業委員会事務局長を除く。

1 出席事務局職員

第1号に同じ

1 議事日程(第3号)

昭和58年9月20日午前10時開議

議案第36号 館山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 館山市コミュニティセンター設置条例の制定について

議案第38号 館山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定について

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 39 号 | 館山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| | 議案第 40 号 | 館山市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 41 号 | 館山市婦人会館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 42 号 | 館山市図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 43 号 | 館山市立博物館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 44 号 | 館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 45 号 | 館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 46 号 | 館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 47 号 | 館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 48 号 | 公有水面埋立免許に関する答申について |
| 日程第 2 | 議案第 49 号 | 昭和 58 年度館山市一般会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 50 号 | 昭和 58 年度館山市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号) |

開 議 午前 10 時 05 分

○議長 (石井 正君) 本日の出席議員数 26 名、これより第 3 回市議会定例会第 3 日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第1、議案第36号乃至議案第48号の各議案を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（石井 正君） これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

20番議員石井武敏君。御登壇願います。

（20番議員石井武敏君登壇）

○20番（石井武敏君） 私は、議案の36号、38号、40号、42号、45号、47号につきまして御質問をいたしますので、よろしく願い申し上げます。説明書によりまして質疑をしてみたいです。

まず、36号につきましてでございますが、この議案につきましては、国のほうで戸籍手数料条例の改正が行われましたのを一つの機会にしまして、この際こうした手数料を見直していこうということで議案として載ってきております。この手数料のおのおの種類の、種類別につきましてどのような値上げをしたらよいかということは種々御検討なされて、その結果こうした100円から200円というように、いずれを見ましても倍額の値上がりになったものであろうと思います。

この倍額の値上げに関しまして、1つは、国の戸籍手数料条例が改正になったことを機会にあらゆる市町村でこれと相呼応してこうした作業が進められているのではないかとというように解釈をいたしますが、この上げ幅につきまして、たとえば県内の館山市と財政規模とか人口等々が類似している他市に比較しまして、この値上げの幅というものはいかがなものでございましょうか。他市と比較しての所見をお伺いしたいというように思います。

また、今回の改正を、提案されました手数料を取り扱うのは市民課でございまして、この値上げを機会に市民課の窓口のサービス向上という点におきまして御質問いたしますが、先の通告質問で種々質疑をされました。いささか角度を変えまして御質問いたしますが、市民から好感の持てる応対等の市民サービス、この教育としてはどういう教育を行っておりますか御質問申し上げます。

それから、これも関連としまして、市民課では、日常私たちが通りますと、市民課で作業をしているので待たされまして、雑誌等を見ている風景があるんですが、市民の健康保持や成人病対策の一環としまして、血圧の測定器を市の窓口を設置できないかというように考えております。現在機械も大変改良されておりました、測定した数値がデジタルですぐ読み取れて、素人にも簡単に操作ができるというような、そういった便利なものがいま改良されておりますので、市民サービスの一環としましてこうしたものを設置したら喜ばれるのではないかと考えておりますが、この点に関しましては御所見をお伺いしたいというように思います。

次に、第38号でございますが、これは勤労者の青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定でございます。勤労青少年対策というのはこれは大変大事な施策であるというように私は考えております。勤労青少年ホームの設置は、これから当市の勤労青少年にとって、その健全育成という面で大変役に立っていくというように私は思いますので、また期待も寄せているものでございますので、そこでこの管理や運営にあたりまして十分にその機能が発揮できるように望んでおります。

そこで、御質問でございますが、指導員を置くということですが、指導員というのは何名か。また、運営委員会の構成が出ておりますが、これは6名となっておりますが、それらの人選としては——人選の基準はどういうところにあるのかという点をお尋ねしたいと思います。

次に、40号でございます。これは館山市の中央公民館につきましてでございます。公民館につきましては、これからでき上がりますときまざまな館山市内のサークルが利用するようになると思います。幅広い層の活用を考えますときに、そうしたニーズをとらえて対応していくためにはかなり多数にわたる、多種にわたるいろいろな備品を備えなければならないように考えますが、そこで質問でございます。

現在の段階で考えられます特殊な備品につきまして、テーブルとか事務机、そういったものは当然でございますが、いろいろなサークルの使う特殊な備品につきまして現在どういうものが考えられておるか御説明を賜りたいというように思います。

また、当市が、おのおののサークルのニーズを満たすためにまずそのサ

一クルの掌握でございますが、現在どういうように館山市のサークルを掌握なさっておりますか、掌握方をお答え願いたいというように思います。

それから、もう一点これに関しまして、御承知のように当市におきましては児童館というものがありません。公民館の多角的な利用、つまり複合活用といいますか、そういう面から見まして私は児童向けの、児童を対象とした内部の整備をして、児童向けの活用ができないかというように考えておるものでございますが、こうした公民館に児童館としての性格を持たせて活用していくという方法、そういう方法があると思うんですが、その方法、考え方につきまして御答弁を賜りたいというように考えております。

次に、42号でございますが、42号は館山市の図書館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これはこの条文にありますように図書館長を非常勤から常勤に改め、図書館の充実に資するものであるというようにありますが、この趣旨につきまして私は賛同するものでございます。やはり非常勤から常勤に改めていただきまして、図書館の運営の充実に期していただきたいというように考えております。

そこで、御質問でございますが、この図書館の運営を充実するという面から御質問するわけでございますが、1つは、現在の専門職としては何人を配置されているかどうか御質問いたします。

次に、現在の図書館の蔵書数と蔵書のスペースでございます。私は蔵書がだんだん増えてきてスペースが非常に狭くなってきているのではないかと考えているものでございますので御質問する次第でございますが、現在の図書館の蔵書数と蔵書のスペースにつきまして説明を賜りたいというように考えております。

また、それに関連いたしまして、図書館の増築が考えられないかどうか御答弁を賜りたいというように考えます。

次に、45号でございますが、これは館山市の老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、この老人センターは非常に利用している人に喜ばれているわけでございますが、しかし、その利用率を見ますと、この利用する人々の中には私は3種類あると思います。1つはこれを無料で利用する人、そして2つ目には市内で

有料で利用している人、3つ目には市外で有料で利用している人、こうした人たちがセンターを利用しているわけですが、最近の傾向としていささか減ってきている傾向にあるのではないかとこのように考えるわけでありませう。

と言いますのは、館山市を取り巻く各町村ではこれと類似のセンター、老人の憩いの場所としてのセンターを設置しているように思いますので、そういうところを利用する傾向が増えていると思いますので、当市の利用者が減ってきているのではないかとこのように考えます。つまり、今回の料金改定をもちまして利用者が減らなければいいがなというように私は考えるわけですが、この利用率につきましてどう思うかというように考えますか。また、現況の利用数につきましてお示し願いたいというように考えます。

次に、47号でございませうが、これは館山市の豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の制定でございませう。これに関しましては先の通告質問で山中議員のほうから質疑がありまして、御答弁もありました。私はこの委託になる際に市の仕事や負担が減ると思ひます。これはもちろんそうでございませうが、市の仕事と協同組合で行う仕事の内容につきましてもう少し明らかに、具体的にしたいというように考えております。御説明を賜りたいと思ひます。

以上、御質問いたします。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井武敏議員の御質問にお答えをいたします。

議案第36号館山市手数料条例の一部改正についての御質問でございませう。県内の類似市と比較して上げ幅はどうかという御質問でございませうが、類似市として8市について申し上げますと、各種証明1件につきましての改正金額は各市とも200円で、すでに議決されております市は君津、富津、茂原の3市、他の5市——佐原、成田、鎌ヶ谷、浦安、四街道については年度内に提案したいということでございませう。

第2点、市民課の対応サービスの教育についての御質問でございませうが、市民課の窓口事務については、総合窓口という広範囲な事務を取り扱っているため、多数の市民が参りますので、窓口での対応サービスについては

常に留意しているところでございます。

このため、毎年実施される接遇関係の研修会には特に市民課新規職員を出席させ、市民に対する窓口事務の接遇について研修を深めております。

また、窓口での市民サービスにつきましては、担当職員が幅広い事務処理能力を身につけ、窓口での的確な対応が要求されますので、毎月開催される戸籍事務研修会、その他関連する研修会に積極的に参加させ、自己研修に努めております。

次に、第3点、市民窓口に血圧測定器の設置はできないかという御質問でございますが、市民課の窓口は来庁者も多く、住民の利便を考えればそれなりの意義はございますが、健康管理の面から見れば血圧の数値を知るだけでなく、血圧値が変動した場合、保健婦との対話による健康相談と生活指導ができるところに意義があると考えます。そういう意味で10月にオープンいたしますコミュニティセンターの1階談話室に血圧測定器を設置いたします。

議案第38号館山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定についての御質問でございますが、第1点は、指導員は何名かということでございますが、労働省の「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」に指導員の配置が決められており、勤労青少年ホームに指導員1名を配置する計画でございます。

第2点、勤労青少年ホームの運営委員につきましては、同じく労働省の「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」に定められており、その構成は関係行政機関の職員、勤労青少年ホームを利用する勤労青少年の代表者、学識経験者等をもって構成するものと定められております。

議案第40号館山市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、その第1点の御質問は、現在の段階で考えられる備品はどのようなものかという御質問でございますが、中央公民館は新しく設置されましたので、家具、その他一般備品のほかに、各室それぞれの機能を果たせるよう備品を購入する予定であります。たとえば、創作室は工作台、電動工具、陶芸用炉、七宝焼用炉、和室には茶道具、華道具等、さらに軽運動室に卓球台、レクリエーション用具、音楽室にピアノが予定されてお

ります。

次に、第2点、サークルとしていま掌握されている団体は幾つあるかという御質問でございますが、公民館で現在掌握している団体数は、本館で27団体、分館で36団体、合計63団体でございます。これらの団体には、民謡、詩吟、華道、茶道、書道、短歌、俳句、絵画、手芸、囲碁、将棋等の団体がございます。

御質問の第3点、児童館としての活用は考えられないかという御質問でございますが、社会教育法の定める基準により設置され運営しなければならない公民館は、その目的に社会教育に必要な事業または住民の集会、その他学習の場として住民の利用に供するとされており、公民館を児童館のように開放するには、児童館の設置基準にあります設備、職員等公民館と異なり、その運営に支障がございます。公民館も社会教育法により、人間形成の基礎づくりである児童についてその施策を定めており、社会教育の一環としての少年教室の設置、子供会等の利用を促進し、この面で児童、生徒の公民館利用を進めてまいりたいと考えております。

議案第42号館山市図書館条例の一部を改正する条例の制定について、御質問の第1点は、現在図書館に配置されている専門職員は何名かということでございますが、2名でございます。

第2点の、蔵書数についての御質問でございますが、蔵書数は9月16日現在4万656冊でございます。これらの図書の収容スペースにつきましては余裕十分とは申しかねますが、最近図書館の機能が館内における閲覧よりも館外への貸し出しに重点を置くようになったことから、全蔵書を陳列するに要する書架は必要としてはおりません。現有書架の総収容能力は約4万3000冊分でございます。

次に、第3点、増築は考えられないかという御質問でございますが、現在の図書館は建築以来11年を経過しており、この間に市民が図書館に寄せる期待も大きく変化しております。したがって、館山市における図書館はどうあるべきかを図書館協議会等に諮問し、十分に検討し、新しい図書館システムを取り入れた図書館構想をまとめたいと考えております。

議案第45号館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御質問でございますが、第1点は、利

用率が低くならないかという御質問でございますが、有料による利用者の内容は、市内に居住する60歳未満の方及び市外の方が囲碁、将棋等の趣味に利用するものでございますので、このため使用料値上げに伴う利用率については低下することはないと考えております。

次に、第2点の現在の利用数ということでございますが、昭和57年度年間利用数は1万9295人でございます。その内訳は、市内居住の60歳以上の方が1万7272人で89.5%、60歳未満の方が1521人で7.9%、市外の方は502人で2.6%となっております。

次に、議案第47号館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御質問でございますが、市の仕事は、入牧牛の募集、入退牧牛の手続き及び使用料の徴収事務、借用地の契約関係等でございます。また、畜産農業協同組合の仕事は、育成牛の飼養、それに伴います草地の維持、牛舎施設等の善良な維持管理をすることでございます。

以上、答弁を終わります。

○20番(石井武敏君) ただいま種々御答弁いただきまして、おおむね了承いたしますが、まず36号の手数料条例の改正につきまして、条例改正の倍額になる上げ幅は他市と比較してどうか——他市も同じような歩調で進んでいるということで、ただいまの答弁で了承いたします。

それから、血圧の測定器につきましてはコミュニティセンターの中の談話室に設置するという御答弁でございますので、その点で了承いたします。

38号の勤労青少年ホームにつきましてでございますが、これはぜひホームの設置内容を充実していただきたいというように考えております。

そこで、青少年に必要な図書の整備、こうしたものは揃えられるのかどうか。どのように揃えるのか。その点につきまして御用意があればお答え願いたいと思います。

それから、40号でございますが、中央公民館でございます。サークルの種類は、いろいろ御答弁にありましたようにたくさんサークルがあるようでございます。また、私の考えるところでは未掌握のサークルもあるのではないかなというように考えますが、それは今後のこととしまして、これからサークルからこうしてもらいたい、ああしてもらいたい、こうい

う種類のものを用意してもらいたいというような要望がまた今後出てくると思いますが、そうした点でひとつ前向きにこれに対処していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

なお、この運営につきましては、この条例によりますと、中央公民館運営協議会——運営委員が15人となっておりますが、任期が2年ですか、これはだれが任命するのか、どこで任命するのか、そのへんをお答え願いたいというように考えます。

それから、図書館についてでございますが、これは42号でございます。現在はいわゆる館外が重点になってきているように——いまの御答弁でいきますと、図書の利用、活用というものが館内というよりも館外がふえてきているようにいま御答弁がありました。しかし、私は蔵書のスペースが少ないというように考えておるものでございます。これは今後の問題としまして、図書館の運営協議会におきまして十分検討を私は期待するものでございます。そうした形の意見がありますが、そうしたものに期待するというので、この点の質問も打ち切ります。

次に、老人センターでございますが、これは値上げ幅としては妥当な値上げであろうというように私も考えますので、この点につきましても了承いたします。

最後に、47号の豊房育成牧場の委託でございますが、これは協同組合に委託するんで、協同組合も専門家であると思えますが、やはり市で行ってきたものを委託していくわけでございますので、これが委託後に円滑に運営されていくかどうか、また、円滑に運営されていくように市としては努力をし、配慮をしなければならないのではないかというように考えます。こうした委託後の運営の面から言いますと、円滑な運営に対しまして市がどのような配慮を考えているかという点につきまして、その御配慮の範囲をひとつお答え願いたいというように考えます。

以上、御質問いたします。

○教育長（安田豊作君） 勤労青少年の読書のための図書の用意についてという御質問でございますが、コミュニティセンターそのものが有機的な運営をするというようなことで規定されておりますが、その中の一階に図書室があります。33.42平米のそこを活用するようにして運営を図っ

ていきたいと、こう思っております。

それから、中央公民館の運営委員はだれが任命するか——教育委員会でございます。

以上。

○経済部長（山田俊康君） 育成牧場の運営についての配慮ということでございますが、今回の条例でお願いしておりますように、育成牧場の運営に関しまして運営委員会を設置するというふうをお願いしてございます。館山市豊房育成牧場運営委員会を設置するという——委員の構成としては安房郡の畜産農業協同組合の役職員、酪農関係者、知識経験者、地方公共団体の職員等をもって構成する運営委員会をもって公正な運営、より機能的な運営を図るように諮問し、また建議を受けてそれぞれやっていくということで考えております。

○20番（石井武敏君） 勤労青少年ホームの青少年に必要な図書の整備につきましてお答えいただきましたけれども、ひとつそうした面から充実を図っていただきたいというようにお願いいたします。

それから、中央公民館の運営審議会でございますが、教育委員会が任命する——これは了承いたします。

それから、児童館につきましては、ひとつ今後の問題としてお含みいただきたいというように考えます。

最後の、豊房育成牧場でございますが、運営委員会をつくって円滑な運営ができるようにしてまいりたいということで——私が聞いているのは、いささか聞き方の角度が違ひまして、市がどういう配慮があるのかということを知りておきまして、少し私の質問が漠然としているかもしれませんので、念のためにもう少し質問の輪郭をはっきりしておきたいと思ひます。

たとえば、技術指導をどうやっていくのか、財政的な面で軌道に乗るまではどうするのか、あるいはどういうところを指導の要点として考えているのか、そうした具体的な市の配慮の仕方を聞いておるわけでございますので、そのへんをもう少し明らかにしていただきたいというように思ひます。

以上、お願いいたします。

○経済部長（山田俊康君） まず、条例の施行が10月1日ということで、

10月1日から委託をお願いするわけでございますが、いままで経験を積んでおります市の職員は来年の3月31日まではその職場にいて経営の仕方、いろんな問題につきまして事務引き継ぎと申しますか、技術引き継ぎと申しますか、そういった面について新しい畜産農業協同組合の職員に引き継ぎを行います。

財政的な面では、特別な配慮というものをしているわけではございませんけれども、内容的には先ほど市長からお答えいたしましたように——農業協同組合の仕事の中に草地の維持、牛舎施設等の善良な維持管理をするということでお答えしておりますが、その施設の維持管理に関する費用等も当然委託料の中で考えてまいります。

それから、今回お願いいたしました豊房育成牧場の使用料、従前ですと1万2000円でありましたものを、条例の基本的な改正として1万5000円、附則のほうで1年間に限って1万3500円というような値上げをお願いしてございます。委託料につきましては、現時点で考えられる1頭当たりの委託料1万5000円、入牧牛に対して市としては支払う。それから預託者から徴収するのは1年間に——来年の9月いっぱいまでは1万3500円。ですから、1頭につき1500円ずつ市が負担増となって畜産農業協同組合に委託料として支払うというようなことを考えております。

○20番(石井武敏君) 質問を終わります。

○議長(石井正君) 以上で20番議員君の質問を終わります。

次、1番議員神田守隆君。御登壇願います。

(1番議員神田守隆君登壇)

○1番(神田守隆君) 通告いたしました各議案について質問をいたします。

まず、私の質問であります。議案の第36号館山市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。各種証明書類の交付手数料を現行の100円から200円に値上げをしようとするものであります。値上げの理由として、各種証明書の交付に要する経費を検討したとしておりますので、この値上げにあたっての各種証明書の交付経費についてどのように上がったのか、そのへんについての御説明をお願いしたいと思うわけ

であります。

次に、議案の第37号館山市コミュニティセンター設置条例の制定についてであります。その第4条で、コミュニティセンターの施設相互間の連絡調整を密にし、複合施設として有機的な運営を義務づけるとしているわけですが、この有機的な運営とは具体的にどういうことなのか。コミュニティセンター各施設間の有機的な、効率的な活用というようなことから有機的な運営というのを具体的な御説明をお願いしたいと思うわけであります。

次に、議案の第38号館山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。ホームの使用料について、目的外使用の場合は有料で料金を徴収するとしているわけであります。このホームの目的外使用とは具体的にどういうことを言うのか、有料と無料のその運用上の具体的な説明をお願いをしたいと思うわけであります。

次に、議案の第44号館山市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第45号の館山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号館山市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、いずれもその使用料の値上げをしようとするものであります。これらの使用料値上げにあたってその経費の関係でお尋ねしようとするものであります。

44号の関係では、社会体育施設の使用料は個々の施設で値上げの幅がそれぞれ違いますが、相撲場を除いて大体20%乃至50%の値上げになろうかと思えます。これらの使用料の算定にあたってどのような費用が経費として積算をされたのか、また、それらの経費の上昇率について御説明をお願いしたいと思うわけであります。

45号関係では、60歳以下の本市の住民の場合、100円から150円に50%の値上げというようなことであります。この値上げにあたってその経費の関係ではどのように御説明をなさるのか、御説明を願いたいと思うわけであります。

46号の市民センターの使用料についてであります。各施設ごとに値上げ幅が3%程度のものから50%を超えるものなどいろいろありますが、これらの値上げの結果、使用料収入は全体として総体的に何%アップ

を見込んでいるのか、市民センターの運営諸経費との関係で御説明を願いたいと思うわけであります。

次に、議案第47号館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、その管理を安房郡畜産農業協同組合に委託することであります。本来、当育成牧場は市内酪農家を援助し、本市酪農業の発展に寄与しようとするものであると考えます。ところが、その管理を安房郡畜産農業協同組合に委託することから、当市以外の酪農家が利用する施設に変わっていくことが考えられます。経営効率の問題から市外の酪農家に一定の範囲内で門戸を開放するということにもそれなりの理解もできる場所であります。しかし、これらの問題は基本的には本市の酪農業の発展を第1に考えるべき事柄だと思えます。むしろ、問題とすべきなのは、市内の酪農家にとって育成牧場への預託が健康な乳牛のためには必要であるにもかかわらず、市内の酪農家の預託頭数が伸びないということにあるのではないかと考えます。こうした視点から市内酪農家の預託状況はどうなっているのか、また、預託頭数がふえない問題点はどこにあるとお考えなのか、御説明を願いたいと思うわけであります。

以上、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

議案第36号館山市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、各種証明書のコストについてお尋ねがございましたが、証明書交付に要する時間、人件費、物件費により試算をいたしました。特に処理時間については電算処理に要する実測統計数値と経験に基づく数値により算出いたしました。その結果、住民票については223円40銭、印鑑登録は244円27銭、印鑑証明は232円20銭、その他の諸証明については249円49銭となっております。

次に、議案第37号館山市コミュニティセンター設置条例の制定について、複合施設として有機的な運営を義務づけるとは具体的にどういうことかという御質問でございますが、コミュニティセンターはそれぞれ設置の基準、目的を持った施設の集合体であり、使用形態も施設により異なりますが、市民の生涯教育の場であることには違いはございません。したがっ

て、施設の持つ機能を各施設で連携をとりながら有機的に運営することが複合施設としてのコミュニティセンターの使命であり、住民の有効利用を促進するために条例に明記したものでございます。

次に、議案第38号館山市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の制定について、ホームの目的外使用とは具体的にどういうことかという御質問でございますが、勤労青少年ホームの設置及び運営の望ましい基準の中で、「ホームは設置する地方公共団体の区域内に在住、在勤の勤労青少年に利用させるものとする。」とされております。また、個人、団体が使用できる対象者としておりますので、目的外使用とはこれ以外の使用の場合を意味いたします。

次に、議案第44号、45号、46号に共通の御質問でございますが、社会体育施設をはじめ諸施設の使用料の改定につきましては、施設の維持管理費と受益者負担の見地から検討いたしましたわけでございます。

ここ数年間使用料を据え置いたままで運営してまいりましたが、今回電気料、燃料費等諸物価の上昇を勘案いたしまして、原則的には人件費を除く経常経費とのバランスを考え、各施設ごとに算定をいたしました。平均いたしますと、この経費の約50%程度を受益者に負担していただくということでございます。

値上げ率は20%から50%となっておりますが、平均いたしますと37%、市民の利用度の少ないプールの合宿所及び専用使用料等を除きますと23%の値上げ率となっております。

次に、議案第47号館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する御質問でございます。市内の酪農家の利用状況はどうか、問題点はないかという御質問でございますが、市内酪農家の利用状況でございますが、現在の牧場利用者は45戸、90頭でございます。

問題点としては、市内の入牧牛で認容頭数100頭に満たない場合が考えられます。したがって、施設の効率化を図るため市外の育成牛の受け入れができるよう条例改正をお願いするものでございます。市内の入牧牛が100頭に満たない場合がこれからも考えられるわけでございますが、市内の酪農家の状況を見ますと、酪農家の戸数は年々減りぎみでございます。

しかし、頭数はふえている。そういう形でございますので、多頭飼育をいたします関係で1、2頭多くてもそのまま飼育をするというような、特に牧場に預けないでそのまま飼育するというような傾向が見られるわけでございますが、今後努力をいたしまして、なるべく育成牧場を利用するように働きかけたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○1番(神田守隆君) 手数料条例については、先ほど御説明があって、それぞれ200円を超えるようなコストになっている。しかし、コストの内訳についていろいろまた問題があるかと思えます。人件費だとか、そういうことが経費の中に加えられているということで大変高い額になるのではないかというふうに思うわけです。この点については一応これで質疑を打ち切りまして……。

37号で、コミュニティセンターの有機的な運営ということで、なかなかいまの説明で、名文句をうたったというだけのものであって、具体的に各施設をどうやって有機的にやるのかということで少し質問したいと思うんですけれども、いろいろ勤労青少年ホームだとか公民館であるとか、そういう各施設が1つの建物にあるわけで、各施設ごとの連絡調整というようなことで運営委員会というようなものはつくるのかどうか、この条例の中にうたっておりませんかけれども。

それから、センター全体の統括責任者というような、そうしたセンター長みたいなものがあるのかどうか。あるいはセンター全体として人的な配置、これはどういうふうになるのか。

それから、コミュニティセンター全体として、一応市の所管課という点ではどういうふうに考えたらいいか。いわゆる縦割りのままなのか。それとも1つのところに所管を決めた上で運営を凶ろうとしているのか。

それから、勤労青少年ホームの問題ですが、先ほどの答弁でもなかなかよくわからぬわけですけれども、一応目的外使用と目的に沿った使用ということで具体的な——たとえば、先ほどの問題とも関連するわけですが、社会教育活動として集会を行う、集会室を利用するというような場合に、公民館を使った場合にただだけれども、逆にそこがたまたまいっばいで、じゃあコミュニティセンターの中で勤労青少年ホームの集会室を利用しま

しょうというようなことも具体的な事例としては考えられると思うんです。その場合に目的外使用というような考え方から——社会教育施設ならば、社会教育活動ですから、当然公民館は無料ということになりますけれども、たまたまそうしたような事情の中でこれが勤労青少年ホームの場合は有料であるということはなかなか合理的なものではないと思うんです。そういうようなことも想定できると思いますので、そういう施設の整合性といいますか、各施設の利用についての目的外使用、目的内使用、そのへんについての考え方はどういうふうになっているのか、もう少しお聞かせ願いたいというように思います。

それから、議案の第44号で、それぞれ人件費を除く諸経費でその50%相当額を受益者の負担ということで料金の設定を考えたというようなお話で、そのことはそのこととしてわかりました。

値上げの具体的な中身で、社会体育施設の場合に、野球場が値上げ幅が非常に高いように思うんです。それから多目的グラウンドですか。特に野球というのは非常に盛んなスポーツだというふうに理解をするわけで、こういう野球なんていうのは非常に住民の利用に供することも多いわけで、値上げ幅については特に1番高い組にしたというのは何か納得できない気がするんですけれども、このへんについてお聞かせを願いたいと思います。

それから、47号の育成牧場の関係ですが、率直な話、安房郡畜産農業協同組合がよく受託をしたなというふうな気がするんです。安房郡畜産農業協同組合ということからすると、安房郡全下の酪農家で組織されていると思うんで、それが館山市の育成牧場を受け入れるということになれば、これは安房郡下の酪農家の立場からすれば当然積極的にその施設が利用できなければメリットがないというふうなことになるかと思うんです。そういうことで私が危惧するのは、市は市の独自の立場からやはり市内酪農家の預託をふやそうということで努力をされるということなんですけれども、具体的にそういうふうに行くのかという心配があるわけです。それで具体的に安房郡下の酪農家の預託頭数についてどのくらいあるというふうに現在見込んでおられるのか、市内の酪農家がどれくらい——現状はわかりましたけれども、今後どういうふうに推移するというふうに腹づもりです、お考えなのか、お聞かせを願いたいというように思います。

○教育長（安田豊作君） 37号、複合施設の有機的運営について、運営委員会を持つかということでございますが、センターとしての運営委員会は持ちません。中央公民館運営委員会と勤労青少年ホーム運営委員会を持つわけでございます。

それから、センター長を設けるかということでございますが、センター長ということではございませんけれども、中央公民館長が施設管理の責任者である、こういう考え方であります。

それから、人員はということでございますが、囑託をまぜて7名現在予定しております。

それから、所管は——したがって、管理については教育委員会ということになりますか、公民館長が管理責任者ということでございますので、あの中での保健センターを抜かして教育委員会の管理下にある、こういうふうになります。

それから、38号の目的外使用——具体的に例を示されまして、社会教育団体がもし勤労青少年ホームの部屋を利用した場合にどうなるんだ。これは37号の4条で規定してありますように、有機的な運用ということの中で、もちろん勤労青少年の利用を優先しますが、あいておって、中央公民館の方が満員であるという場合の利用については、社会教育——中央公民館の1室という解釈のもとに無料で使う。その逆もあり得ると思います。勤労青少年は現在5000人くらいあるようでございます。そういう人が多数集まる場合には中央公民館の広場を使って有機的な運営を図る、こういうふうに解釈をしていただきたいというふうに思います。

それから、44号の使用料の値上げ、特に野球場と多目的グラウンドが高いんではないか——野球場と多目的グラウンドの上げ幅が50%ということで他の20%と比べると高いわけでございますが、多目的グラウンドは個人で使用する場合は無料で開放といいますか、使っておりますので、ともに団体使用でございます。団体使用ですから個人割りに割った場合にはいままでの料金がむしろ安過ぎたんではないか、こういう解釈も成り立つわけで、バランスをとる意味でパーセントからいくと50%の上げ幅になったわけでございます。

以上。

○経済部長（山田俊康君） 安房郡内から入牧する牛はどの程度と考えるかということでございますけれども、先ほど市長が申しあげましたように、過去の統計で申しますと、50年当時は523戸の農家があつて3194頭、現在では274戸で3363頭、頭数はふえておりますが、戸数は249戸減つております。この傾向は安房郡内どこでも同じということでございます。多頭飼育の傾向が考えられます。

それから、もう1つ。今回の条例改正の中でお願ひしてございます、館山市民以外の者が預託する場合は規定料金の1割増しということになっております。1割増しでやるということになっております。

それから、入退牧に対します事務は館山市が行うということでございます。

それらを総合いたしますと、そう多くのものが入ってくるということにはちょっと予測できない。なるべく市内優先という考えは今後も貫いていきたいということで考えております。

○1番（神田守隆君） 終わります。

○議長（石井 正君） 以上で1番議員の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑はございませんか。——御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（石井 正君） ただいま議題となっております議案第36号乃至議案第48号の各議案はお手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第2、議案第49号及び議案第50号昭和58年度館山市一般会計及び特別会計補正予算を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（石井 正君） これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

20番議員石井武敏君。御登壇願います。

(20番議員石井武敏君登壇)

○20番(石井武敏君) 私は、補正予算に関しまして何点か御質問申し上げたいというように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

第1点は、説明書で質問を進めたいと思いますが、42ページの民生費についてでございますが、ここに高齢者体力づくり健康づくり事業補助金が載っております。これは新しい事業でございますので、この事業の目的とか方法をもう少し具体的にお聞かせ願いたいというように考えます。

当市におきましては、御承知のように老人人口が昭和58年度では全体の人口の14.5%というようになっております。この数値は県内の他市と比較しましても、また全国的な平均からしましてもかなり高いものになっております。全国平均のデータがございませんが、私の記憶では昭和55年の全国平均では9%というようになっております。当時館山市では55年度は13.3%の比率がありましたので、大体ざっと4%ぐらい全国平均よりも高齢化が進んでいるというように考えられます。そうしたことから老人の生きがいつくりやあるいは健康づくり、これは大事な施策になってくると思うわけでありまして、そういう観点からこの事業につきましての説明をお願いいたします。

次に、第2点は、痴呆性老人短期入所措置扶助費でございますが、これも新しい事業でございますので、これが事業が円滑に運営されますことを願いながら、新規事業のこの事業の内容についていさ少しく説明を補足していただきたいというように考えます。

第3点は、衛生費でございますが、建物等の修理費でございます。これは正木処理場の工作物等修繕料になっておりますが、この修繕の内容について説明をしてください。

次に、説明書の43ページであります。ここに自然休養村整備事業費が載っておりますが、この事業は私常々非常に活性化が遅れているように思います。もっと活発に、積極的な活動や運営ができないかというように常々考えておるわけでございますので、質問をいたします。

自然休養村がいままで行ってまいりました事業、それと効果、あるいは

成果につきまして御説明を賜りたいというように考えます。

次に、説明書の45ページでございませう。公園整備事業費の中に埋蔵文化財の調査委託料が載っておりますが、これにつきまして、こうした文化財を掘り起こして確認し保存するということに関しましては私は賛成でございまして、どうかそういう事業を進めてもらいたいというように考えておりますが、委託をなさるわけでございますので、委託する以上はちゃんとしたところに委託していただきたいという考えを持っておりますので御質問するわけでございますが、どこに委託なさるのか御説明賜りたいというように考えます。

次に、6点目でございませうが、同じく公園整備事業の中の城山公園彫刻の径の植栽工事が載っております。この城山公園は順次整備がなされてきてございまして、館山市を代表する公園としての容姿も風格も備えつつあるものでございませう。今後魅力のある公園としまして整備を進めていただきたいというように思います。

今回、補正に載っております彫刻の径植栽工事につきまして、どのような種類の樹木をどの程度、どのように植栽をなさっていく計画なのか、その計画を明らかにしていただきたいというように考えます。

次に、教育費でございませうが、ここにVHSの電子編集機の購入が補正で載っております。新しい機械のように思います。こうした高度の編集機を購入するということは、教育程度、教育内容も同時に進んできているものと、高度化してきているものというように私は解釈をしておりますので、この編集機につきまして、どのような機械で、どのような使用をなさるのか御説明を加えていただきたいというように考えます。

最後に、46ページの同じ教育費の中の館山幼稚園用地購入費でございませうが、この購入費につきましてどういう内容のものなのかを御説明を加えていただきたいというように考えます。

以上、御質問いたしますのでよろしく願いいたします。御答弁によりましてまた再質問いたします。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井武敏議員の御質問にお答えをいたします。

議案第49号のうち、高齢者体力づくり補助金についての御質問でござ

いますが、この事業は県の施策でございます健康で明るい県民づくりの一環として、高齢者の方がみずからの体力づくり、健康づくりを行うことを通して在宅老人及びその家族の福祉の増進等を図ることを目的として、老人クラブ連合会が実施するものでございまして、58年度事業といたしましては、新県民体操の普及と高齢者のための医師による健康講話を実施するものでございます。

次に、痴呆性老人短期入所措置扶助費に関連しての御質問でございますが、痴呆性老人短期介護事業につきましては、在宅の痴呆性老人を介護する家族が病気、事故、冠婚葬祭、旅行等の事由によりまして一時的に介護が困難となった場合に、痴呆性老人を1カ月を限度として館山特別養護老人ホームに措置をいたしまして、老人と家族の福祉の向上を図るものでございます。

次に、建物等修繕費の修繕の内容でございますが、これは正木処理場の焼却炉の修繕でございます。10基の炉4基のうち、2号炉のごみ受け管が破損し、放置しておけば焼却に支障を来たすための修繕でございます。

次に、自然休養村整備事業についての御質問でございますが、この事業は昭和47年度から50年度に南館山地区の自然休養村管理センター、ほ場整備、灌漑施設等設置事業でございました。これらの事業実施により裏作で花卉栽培ができるようになり、農家の所得向上は図られましたが、自然休養村整備事業の目的でございます観光農業面が不十分であるとの指摘を昭和56年度に会計監査院から受けたわけでございます。昨年度より関東農政局、全国農業構造改善協会等の指導を受け、今回これに基づいて休養村管理センターの充実を中心に専用花摘み園、体験農園等の整備を図ろうとするものでございます。

次に、埋蔵文化財遺構確認調査委託料についてでございますが、この調査にあたりましては、関係者により仮称鹿島堀遺構確認調査会を10名程度で組織をいたしまして、これに調査委託をしようとするものでございます。

次に、城山公園の彫刻の径植栽工事についての御質問でございます。植栽の種類と数量ということでございますが、南側の傾斜地546㎡には、地被としてクローバー吹き付け、ピンカミノールを平方メートル当たり9

鉢を植え付けいたします。平坦地の園路南側285㎡には、地被としてシロバナサキゴケを平方メートル当たり6鉢、樹木としてクスの木3本、ハナミズキ29本の植栽をいたし、また、園路北側381㎡には、地被として芝張り、樹木としてマルバシャリンバイ218本、ジンチョウゲ218本の混植を予定をいたしております。

なお、植栽の時期としては、10月から11月中旬に実施をいたしたいと考えております。

次に、教育費、教育方法改善設備について御質問でございますが、放送センター予算の補正に係わる御質問でございますが、これは国の教育方法改善設備費補助金の交付を受けて、VHS電子編集システムを導入しようとするものでございます。市の当初予算確定後の5月にこの補助金の最低限度額が50万円から70万円に改正され、引き上げられたものでございます。この補助金は、最低限度額を割りますと交付が受けられませんので、放送センターが計画的に設備の充実を図ろうとしていたものを追加購入し、それへの対応を図ろうというための補正でございます。

次に、館山幼稚園用地購入費についての御質問でございますが、現館山幼稚園地内の国有財産3筆、地目畑の805㎡について、農林省が旧地主の館山242番地、庄司雅造さんに払い下げを行いましたので、去る3月28日、館山市土地開発基金にて用地取得をしておりますが、これを行政財産として購入しようとするものでございます。

以上、答弁を終わります。

◎20番(石井武敏君) 何点か再質問をさせていただきたいと思いますが、最初の高齢者の体力づくりの事業、これは御答弁によりますと、県の施策であるということ、そして在宅老人とその家族——いわゆる、いままでは老人対象であったのが、その枠を家族まで含めた体力づくりをやろうとしていること等が御答弁の中からうかがえます。行う内容といたしましては、新県民体操、健康講話というようになっておりますが、何か新しい事業としてはあまり魅力がないように思いますが、これだけでしょうか。県民体操と健康講話以外にこの新規の事業の中に含まれるものはないかどうか。これだけでは非常に魅力が少ないのではないかとこのように思います。

また、体力づくりのこの事業の発想そのものは、県の方からきているようでございますが、私は、県からのそうした施策を基本としまして、当市でもそれに加えて独自のものを開発していてもいいんじゃないかというような考え方をいつも持つわけでございます。県の方から一つの企画化された施策が打ち出されて、その企画そのものに乗っかってそれだけをやるのではなくて、それに当市で老人対象の健康づくりについて独得のもっと事業を開発して、それを加えてやっていくという方法、こういう方法がいいんじゃないかというふうに常に考えているものでございますが、いずれにしてもあまり魅力の感じられない事業でございますので、もう少し説明を加えていただきたいというように考えます。

それから、痴呆性老人の短期入所事業でございますが、事業内容につきましては、了承をいたしました。

それに関連しまして、老人の中でも最近では痴呆性老人——俗にぼけ老人と言われますが、この痴呆性老人に対する対策というものが全国的にどのようなにしたらいいかということで関心を集めてきているように、そういう時期にきていると私は思います。当市におきましても65歳以上の老人が何人いるかというところ8500人おります。8500人の中からやはり痴呆性老人の対策方を研究するためには実態を掌握なさらなければならないんじゃないかというように考えます。施策というのはまず実態の掌握があって初めてそこから施策が生まれてくるんじゃないか、新しい施策が。ですから、私は、8500人になんなんとする65歳以上の老人を対象としたそうした実態の掌握というものは、これは正確にして進めていただきたいというように考えておるものでございますが、これはどういうように進められてまいりますでしょうか、そのへんをお答え願いたいというように思います。

それから、自然休養村の整備事業につきましてでございますが、この整備事業の目的は、観光農業をもっと進めるということのようでございます。御答弁の中にありましたように、いままでの活動が非常に不十分であったというように昭和56年に指摘をされましたと、よって今回の補正になってもっとそれらを進めていくのであると……。何をやるかと言いますと、御答弁にありましたように、専用花摘み園とか、体験農園を進めるんだと

いうようにあります。もう少し専用花摘み園と体験農園というものを御説明を加えていただきたいというように思います。

先ほど申し上げましたように、私はこの事業の活性化を図っていただきたいという望みを持っておりますので、こういう質問になりますが、ひとつお答え願いたいというように思います。

それから、埋蔵文化財につきまして、これは発掘の状況を御説明になりまして——もう少し明らかにしていただきたい点は、発掘をされる——いわゆるこの事業をなさる時期とか、どのくらい日数がかかるのか、あるいは調査の規模はどのくらいであるとか、いまそこでおわかりになれば答えていただきたいというように思います。

それから、城山公園の植栽工事につきましてでございますが、私は植栽工事というのは非常に重要であり、一つのむずかしさがあるというように考えております。どういうむずかしさかと言いますと、城山公園は御承知のように城型の博物館があり、そして本館があり、そして彫刻がそこに備わり、城山自体の地形がありますので、こうしたものとのバランスをよく考えて、研究して、植栽を行っていかねばならないと、全体のバランスから言いますと非常にむずかしいとありますが、全体のバランスにおきましてこうした全体的な調和につきましてはどのような検討をなさっているかお尋ねをしたいと思います。

また、植栽をされました今後の問題でございますが、これは関連としましてお聞きしたいんですが、管理の方法はどういうような管理の方法を行っていくのか。これは関連としてお尋ねをしたいというように思います。

それから、教育方法の改善のVHSについてですが、VHSが備わるとそれと関連する、連動する機械があると思います。すなわちビデオでございます。ビデオで撮ったものを編集機にかけるように聞いております。このビデオにつきましてでございますが、これは現在館山市内の学校でどのように使用されているか、十分に使用されているかどうか、活用状況をお知らせ願いたいと思います。やはりこういった機械器具のある学校、ない学校、あまりアンバランスでも教育の機会均衡が図れないんじゃないかというように考えますので、均衡をとるといって、そういう面からお尋ねをしているわけでございますが、館山市内の学校のVTRの配置状況とか、

活用状況、現況をお知らせ願いたいというように考える次第でございます。

それから、正木のごみ処理場の建物の修繕につきましては、ただいまの御答弁で了承いたします。

なお、館山幼稚園の用地購入につきましても了承いたします。

以上、質問いたします。

○民生部長（鈴木 力君） お答え申し上げます。

まず、第1点の高齢者体力づくり健康づくりに関しましての事業種目のことでございますけれども、これにつきましては県の新規事業でございます。県の方からも一応の事業種目はこれこれこうであるという、こういうことで示されておりまして、その内容を見ますと、新県民体操——菜の花体操、これを普及しよう、それから歩け歩け運動、あるいは体力テスト、ハイキング、オリエンテーリング、それから園芸——これは生産活動でございますが、そのほか老人健康活動、こういうものが県の方から示されているわけでございます。

当市の場合におきましては、実施主体でございます市老連と協議いたしました結果、当面の58年度の行います種目といたしましては、先ほど市長の方から御答弁申し上げました新県民体操を老人に普及しようじゃないかということと、それから、なお10地区でそれぞれ老人健康学級という講座を開きまして、これに対する老人の健康の意識の高揚を図って、こういうことでございます。

そのほか、また老人クラブ自体で行います輪投げ、いろいろな運動——手軽にできる運動の備品的なものを購入しようというようなことで考えております。

それから、痴呆性老人に対する対策の問題でございますけれども、実態の掌握はどのようにするのかという御質問でございますが、これにつきましては、昨年11月に県の民生委員協議会、ここに委託いたしまして、県下一斉にこの痴呆性老人の実態調査を行ったわけでございます。館山市におきまして、この結果によりますと、一応34名の痴呆性老人であろうという方がいろいろ調査の対象になったわけでございます。その中で福祉手当を受給されている、いわゆる寝たきり老人が6名、それから純然たる、福祉手当を支給されていない方の寝たきりが6人、その後死亡されました。

者が2名でございますので、現段階におきましては大体19名ということで進めておるわけでございます。

それから、なお、来月の10月1日から1カ月間、民生委員連協の方をお願いいたしまして、高齢者の実態調査を行うわけでございます。その調査を通しましてもこれらの痴呆性老人の実態を把握いたしたい、このように考えておるわけでございます。

○経済部長（山田俊康君） 自然休養村の観光農業、特に専用の花摘み園と体験農園の具体的内容ということでございます。

花摘み園を今回しようとする場所は、平砂浦の有料道路でありましたところに相浜にゲートがございます。ゲート跡の西側の農地を42アほど借用いたしまして、そこに専用の花摘み園をつくらうということでございます。当然水田でありましたので灌水施設、防風網、暗渠工事等も合わせて実施するというところでございます。

なお、専用花摘み園は9月に定植いたしまして、5月ごろまで使うということになりますので、花摘み園の裏作を、6、7、8とあいておりますその期間を利用いたしまして学童によります体験農園というものをしているということでございます。

当然、当面の問題としては農業に親しんでもらうということで、神戸小学校、あるいは富崎小学校をお願いして体験農園を実施しようというものでございます。

続きまして、埋蔵文化財の関係でございますけれども、時期、調査規模ということでございますが、現在のところ時期は59年2月頃を予定しております。

調査の規模といたしましては、延長で19m、幅が5m、深さ5m程度を予定しております。

それから、城山公園の植栽——全体として調和した植栽が望まれるが、その関係についてはどのように考えているか——計画は社団法人日本公園緑地協会に委託いたしました。建設省都市局の公園緑地課の指導を得ながら総合公園としての基本計画を策定してまいりました。

植栽にあたっては、現在植栽されている樹木を基本的に考えております。それから、四季折々の花を楽しめるようにするという。それから傾斜

地も可能な限り植物の性質を活用してのり面の保護と緑化を図るように考えました。当然、彫刻の径の植栽そのものにつきましては、彫刻の制作者の意見も取り入れるというようなことも考えております。——取り入れたために地被等バックは緑で覆うようにということも出てきたわけでございます。当然館山の気象条件等も参考としております。

それから、将来の管理方法ということですが、現在は市の職員が主体で、一部植木職を雇いあげて管理等を行っております。将来の問題ではございますが、あるいは部分委託等の方法も検討しなければならないかもしれません。

以上です。

○教育長（安田豊作君） ビデオ編集機の利用についてでございますが、現在ビデオは学校に持っているのが15台でございます。16校中15台で、ただし1校に2台あるところがありますから、ない学校が2校あります。

それから、この編集機を買った場合どうなるかということでございますが、いままではNHK、その他放送を録画して、それを再放送して利用する——ということにはいままでのビデオで差し支えなかったわけですが、この編集機を買うことによって自主番組といいますか、自分の地域のいろいろのものを撮って、そして編集する。ですから、理科とか自然の勉強、社会科の勉強、あるいはレクリエーション、運動会、その他を撮ってあとで学習する、そういうことの利用に今後は大いに活用できる、こういうことでございます。

以上です。

○20番（石井武敏君） ただいまの御答弁で、城山の植栽工事につきましては了承をいたしました。

また、埋蔵文化財等々につきましても了承をいたしました。

なお何点かお聞きしたい点が残りましたが、それはまず高齢者の体力づくりの事業でございますが、いろいろと御説明いただきまして輪郭がだんだんはっきりしてきましたが、私はもっとゲームのおもしろさの入ったスポーツをここで推進した方がいいのではないかと、在宅老人とその家族と一緒に楽しくするよう、そうしたゲームのおもしろさの入ったスポー

ッがいまあるんじゃないかと思いますが、そうしたものをこういう中に組み入れていったらどうかと考えるので、ただいまの御答弁では県民体操とか、歩け歩けとか、ハイキングとか、スポーツはスポーツでございしますが、ゲームのおもしろさの入ったスポーツ、こういった点でもう一つ考慮をしていただいて運営したらどうかというふうに考えますが、こうした点どのように考えられますかお聞かせ願いたいと思います。

それから、痴呆性老人につきまして、当局の方で現在掌握なさっているのはたしか19名というように、御答弁ではそういうように受け取れますが、実態としては少ない方が——これは少ないにこしたことはないわけですが、少なければ少ないほど本当はいいわけですが、掌握漏れとか、もう少し実態調査というものをきちんとした方がいいように私は思います。

また、この痴呆性老人というのは、その範囲というものは、どこまでが痴呆性があるのかというむずかしさがあると思います、この調査は。しかし19名というのはあまりにも少ないのではないかと考えます。もう少し綿密なといいますか、きちんとした実態を掌握されるように御要望いたします。

それから、自然休養村の事業でございしますが、ただいま御答弁の中には体験農園が入っておりまして、学童が神戸と富崎ですか、学校がこれを利用して体験農園——農業を実際に体験させるとか、あるいは土に、農作物に親しむような体験をされるというようにいま御答弁がありました。私は、逆に市街地の学校の生徒がそういう体験をした方がいいんじゃないかというようにと思いますが、そのへんはどのように考えますか。

それから、VHSに関しましてのビデオでございしますが、教育長の御答弁で、VTRがない学校が2校あるというように答弁が返ってきました。2校というのはどこの学校なんでしょうか。

やはりこういった機械器具はそのまま教育効果や教育成果にあらわれてくると思います。新しい機械を取り入れて教育をするということは私は賛成でございします。どうか教育の機会均等という、等しくそういった機械を利用して活用していくという面からいきますと、やはり全部に行き渡るような配慮が必要じゃないかと考えますが、どのように考えますか、御説明

願いたいと思います。

以上、お願いします。

○民生部長（鈴木 力君） 高齢者体力づくりの実施事業の種目でございますが、これにつきましてはやはり市の老人クラブ連合会、ここが実施主体でございますので、そちらの方のお考えによって事業種目を決めるものでございますので、これにつきましては当面58年度においては先ほど申し上げました事業種目を実施しようということでございますので、御指摘の点につきましては今後の問題としてまた老人クラブ連合会と話し合いをしてみたいというように考えております。

○経済部長（山田俊康君） 体験農園の、学童農園の関係でございますが、市街地の学校の利用ということ——市といたしましてもその方向等を模索したわけですが、1番ネックになりましたのが輸送の問題、それからもう1つは児童数が市街地の学校は非常に多いということから、面積が42㌥と案外に狭小である、付近の学校に協力をいただきながら体験を深めていただく、これがよりよい成果を上げた場合にはまた別途こちらは考えてみたいというふうに思っております。

○教育長（安田豊作君） ビデオのない学校は館野と九重でございます。そろえるようにいたしたいと思います。

○20番（石井武敏君） 質問を終わります。

○議長（石井 正君） 以上で20番議員君の質疑を終わります。

午前の会議はこれにて休憩とし、午後1時再開といたします。

午前 11時43分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（石井 正君） 午後の出席議員数26名、休憩前に引き続き会議を開きます。

1番議員神田守隆君。御登壇願います。

（1番議員神田守隆君登壇）

○1番（神田守隆君） 議案の第49号一般会計の補正予算について御質疑申し上げます。

私の質問は、議案書に基づいて質問してまいりたいと思います。

議案書の17ページ、老人福祉費の中の扶助費、痴呆性老人短期入所措

置扶助費についてであります。先ほど午前中にもこの問題についての質問がありました。まず痴呆性老人という言葉そのものの定義といいますか、その意味合いについて少しわかりやすく御説明を願いたいと思います。

次に、そうしたお年寄りの対象者は、午前中の質疑の中で19人おるということでしたので、この人数については御答弁を求めません。

さらに、特別養護老人ホームに短期入所する際の要件として、これについても先ほど来、質疑の中で冠婚葬祭、病気、旅行等、具体的に説明がありましたので、御答弁は求めません。

次に、これと関連をして、最近、老人保健法施行以降、寝たきりのお年寄りなどが病院から退院を求められるというような例が大変にふえていると、なかなか寝たきりのお年寄り、あるいは家庭で看護ができないというようなことから、そうしたお年寄りを特別養護老人ホームの方でめんどうをみるというような形での入所希望が大変全国的にもふえている、なかなか特老ホームへの入所が困難になってきているという話を聞くわけであり、この点受け入れ体制について万全なのかどうか。増築の必要等ないのかどうか。このへんについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、19ページであります。農業振興費の農村協同館補修用材料費19万6000円についてであります。農村協同館は農林業者の日常的集合等に利用されることを目的とするが、同時に住民の福祉増進と認められる場合も利用できるというように条例で規定がされているわけですが、実際の利用状況は農村部における地域の集会所として利用されているのではないかと思うわけであり、だとすれば、今後とも建設の予定はあるのか、また、設置の際の建設費について住民の負担のあり方はどういうふうになっているのか御説明を願いたいと思うわけであり、

次に、21ページの土木費中の負担金として県道富津館山線改良期成同盟会負担金ということで5万円が支出されてあります。県道富津館山線、これは館山市役所の前を通過して高井へ抜けていく県道であります。この改良ということで期成同盟会が結成されたようであり、この改良の——具体的にどういうふうな改良しようというふうなお考えなのか。その目標、これについて御説明を願いたいと思うわけであり、

そして、期成同盟会というような形で会がつくられているようですが、この構成についてどのようになっているのかお聞かせください。

次に、21ページに都市計画費の中で、都市下水道費ということで補正が3500万ほど計上され、国、県が3480万ということで、ほとんどその負担をするという形で計上されてありますが、この整備工事について、どこの工事なのか具体的に御説明を願いたいと思うわけであります。

以上、御答弁によりまして再質問させていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、痴呆性老人短期入所事業についての御質問でございますが、第1点は痴呆性老人の意味でございますが、実施要綱の定義によりまして「知的能力の低下や全般的な精神活動の低下により、日常生活において常時介護を要する者とする」ということになっております。

次に、特老施設の増設の必要性についての御質問でございますが、特別養護老人ホームと折衝をいたしましたところ、入所の枠を特別にとっていただくことになりましたので、現在のところ増設の必要はないと考えております。

次に、農村協同館に関する御質問でございますが、第1点、協同館の設置費用はという御質問でございますが、協同館は県の単独事業として昭和42年4月農業協同館設置事業実施要領が定められまして、事業認定を受けたものは県の補助対象となり、2分の1以内の補助がございました。補助金は100万円であり、市費は40万程度、残額は地元負担でございました。

第2点の、今後の建設予定はあるかとの御質問でございますが、県の農業協同館設置事業は昭和49年度で廃止されております。

御質問の第3点、県道富津館山線改良期成同盟会についての御質問でございますが、第1点、改良目標についてでございますが、県道富津館山線につきましては、御案内のとおり房総南部の内陸部を縦貫する主要道路として重要な役割を果たしてまいったわけでございます。この道路は山岳の中腹を切り開いて建設されたもので幅員が狭く、その上屈曲、急勾配も数多く、風雨による災害も絶えない状態でございますので、県に対して早急

に改良を要望しようとするものでございます。

また、第2点、どういう団体でつくっているかという御質問でございますが、当該道路の所在する富津市、鴨川市、富山町、三芳村及び館山市の市町村で組織しようとするものでございます。

第4点、都市下水路についての御質問でございますが、この排水路は南町排水路整備で、県事業として計画されたものでございます。当初予算で負担金を計上してありますが、このたび県から事業地内に市の地下埋設物等があることから市に委託したい旨の申し出がありましたので、受託し、実施しようとするものでございます。

以上、答弁を終わります。

○1番（神田守隆君） 痴呆性老人の定義がなかなかわかりにくいといえますか、具体的には知的な能力の低下であるとか、常時介護を必要とか、精神的な活動が著しく劣っているというようなことでありますが、先ほどの質疑の中でこうしたお年寄りが19人というようなお話がありましたけれども、実際にこの19人といったような数字は現在の状況から——先ほども少ないのではないかというようなことでお話がありましたけれども、やはり私もそういうことからするとこれはもっとあるんじゃないかという気がするわけですけれども……。

このお年寄りの調査についても、今後さらに精力的にこうした対象者についての調査をぜひともしていただいて、そうしたお年寄りの福祉に役立てていただきたい。

それです、1カ月間短期入所をさせようとする——1カ月以内ですか、というお話で、寝たきりのお年寄りの関係ではたしか1週間乃至10日間ということだったというように思うんですが、特にこういう——1カ月間というのは非常に寝たきりとの関係でみると長くそうした処置がとられているというふうに思うんですが、特に、こういう点での寝たきりと比べて特に長くしてある理由はどういうところにあるのか、そのへんについての考え方。

それから、先ほど要件の問題で冠婚葬祭、病気、旅行というようなことが挙げられておりましたけれども、率直に申し上げて、こういう方を抱えている御家庭の介護をしている方の苦勞というのは大変なものだろうと思

うんです。そういう方が冠婚葬祭、病気、あるいは旅行、そういうようなことでは当然だろうと思うんですけれども、そういう方が一定の時期にはやはりそういう介護から解き放して休むということも必要なんじゃないでしょうか、そういう点での入所要件としては、そういったものが運用上対象になるのかならないのか。このへんについてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、次に房総内陸部の富津館山線の改良ということですが、県に働きかけをしていこうというような趣旨、大変によくわかるわけがあります。そういう点では県道富津線の点で三芳村などは大変に道路整備がされたように思いますが、館山市独自にやはり問題もあるんじゃないでしょうか。館山市における富津館山線の改良問題、そのへんについてはどのようにお考えになっておられるのか合わせてお聞かせを願えればと思います。

○民生部長（鈴木 力君） まず、介護期間を1カ月にした理由ということでございますが、これにつきましては県の痴呆性老人短期介護事業運営要綱、これによりますと、介護期間としましては1カ月を限度として市町村長が定めるところによる、こういうような規定でございまして、この根拠につきましては存じておりません。

2点目の、介護者の精神的な、肉体的な疲労を生じた場合、この介護対象となるかという御質問でございますけれども、介護の要件としましては介護者が極度に疲労のために、言いかえれば疲労のために一時的に介護ができないような状態、こういうような場合におきましては一つの疾病というようなことで市町村長認めまして、介護することができるんじゃないでしょうか、こういうふうに解釈いたしております。

○経済部長（山田俊康君） 県道富津館山線の館山市地域内の改良について問題はないかということでございますが、過去におきまして現道拡幅ということで県、市ともども地主さんに御協力を願ったりした時期がございましたけれども、地主さんの協力が得られないというようなこと等もあまして、問題確かにございます。

これら期成同盟会ができましたら、これをてこいたしまして部分的なバイパスであっても改良という方向で事業を進めてまいりたい、このように期待しております。

○1番（神田守隆君） 痴呆性老人の1カ月間というような根拠については、よく承知しておらないということでございますので、また別の機会にお調べいただいておりますのでお教え願えればと思うんですが……。

特に、私は、寝たきり老人の場合でも、むしろ入所期間をもっと長くとする必要があるのではなからうかというような考え方を持っているものですから、特にそうしたことも踏まえまして善処をお願いしたいと思います。

それで、入所要件にあたっては、極度に疲労している場合には一種の疾病というような——なかなか制限があるふうなんですけれども、同時にそういう形で、運用の中で図っていく考えもあるようですので、一応御答弁で了解いたします。

それから、県道富津館山線の改良について、改良を進めるということは大変内陸部の主要道路だということで重要な意味を持っているかと思うんですが、現実的な、政策的な選択という点から言った場合に127号の改良との関係で全く考えなくていいのかどうか。現実には、政策的には県北の方から、木更津の方から館山に、南部に入ってくるには両方の道があるかと思うんですが、そういう点では改良を急がないと127号の改良工事が先行した場合にはなかなかむずかしいんじゃないかと思うんですが、そういう心配はないのかどうか。

○経済部長（山田俊康君） 現在、127号につきましては国の直轄事業で実施しております。今回お願いしております県道富津館山線は県事業ということでございますので、そのような懸念はないというふうに思っております。

○1番（神田守隆君） 終わります。

○議長（石井 正君） 以上で1番議員君の質疑を終わります。

以上で通告者による質疑を終わりますが、通告をしない議員で御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

委員会付託

○議長（石井 正君） ただいま議題となっております議案第49号及び議案第50号の各会計補正予算については、お手元に配付の議案付託表の

とおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

延 会 午後1時21分

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次会は明9月21日午前10時開会とし、その議事は昭和57年度各会計決算の審議といたします。

○本日の会議に付した事件

1 議案第36号乃至議案第50号